

福島県廃棄物処理計画（素案）に対するパブリックコメント意見並びに市町村及び関係団体からの意見と対応

1 パブリックコメント（10月18日～11月17日）意見

※表側の頁・行は、意見反映後のものを指します。

No.	該当箇所		意見内容・理由	意見への対応	担当課
	頁	行			
1	37	7	34ページ7行 表4-1 産業廃棄物の県内排出量と県外搬出量の中で、「動物のふん尿」項目がある。大概是、堆肥として耕作地へ戻し入れるのだが、400ベクレル以上あるふん尿は産廃として処理せざる得ないのが現状だ。県農林水産部環境保全農業課や国や研究機関とより緊密な協力体制を敷き、ふん尿からの放射能値を減らす取り組みが風評被害対策にも繋がると思いますよ。	<p>原発事故直後、一部の地域においては、400Bq/kgを超える家畜排せつ物がありましたが、現在は、安全な飼養管理を行っており、400Bq/kgを超えるものは発生していません。</p> <p>いただいた御意見を参考にさせていただき、引き続き、関係部局・機関と連携し、安全な飼養管理等を行いながら、家畜排せつ物の利活用を推進してまいります。</p>	産業廃棄物課 環境保全農業課

2 市町村からの意見

※表側の頁・行は、意見反映後のものを指します。

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
1	23	8	第四次循環型社会形成推進基本計画では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量約440g/人・日の指標、目標が示されており、これに対応する県の指標、目標を示していただけませんか。	本市の計画改訂時の参考とした。	<p>本計画の1人1日当たりのごみ排出量の目標値は、総量に対するものであり、その内訳については特に規定していません。</p> <p>なお、表3-12の注釈に目標年度の排出内訳の推計値を記載します。</p>	会津若松市	一般廃棄物課
2	23	12	1人1日当たりのごみ排出量について、「令和12年度において全国平均値以下」を目標とされていますが、具体的な数値を示すことはできませんか。	国による全国平均値は公表されるまで時間がかかり、それまで評価ができないことになる。	目標値として具体的な排出量は設定していませんが、目標参考値として令和12年度の全国平均値の予測値860gを記載しています。	会津若松市	一般廃棄物課

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
3	23	13	「当該年度における全国平均値の予測値860g」とありますが、860gとした根拠式をどこかに記載していただきたい。	第四次循環型社会形成推進基本計画では、2025年度目標1人1日当たりのごみ排出量約850gであり、これとは違うことを確認したい。	予測値は、直近5年間（H27～R元）の全国平均値を用いた直線近似を行い算出しました。予測に用いた式は $y=-4.9x+10807$ （y:排出量、x:年度（西暦））です。 計画には予測の算出方法を記載します。	会津若松市	一般廃棄物課
4	24	1	リサイクル率について、「令和12年度において全国平均値以下」を目標とされていますが、具体的な数値を示すことはできませんか。	国による全国平均値は公表されるまで時間がかかり、それまで評価ができないことになる。	目標値として具体的なリサイクル率は設定していませんが、目標参考値として令和12年度の全国平均値の予測値17.5%を記載しています。	会津若松市	一般廃棄物課
5	27	13	27ページ上段の【紙ごみのリサイクル】の取組の中に、家庭から排出される雑がみを含む紙類の分別排出を推進し、資源としてリサイクルする取組を含めてはどうか。	紙類のリサイクルについては、30ページ上段の【紙類のリサイクル】及び31ページ中段の【紙類のリサイクル】に記載がありますが、それらと整合性をとるため。 また、20ページの課題1の中に記載されているとおり、本県で排出される可燃ごみは紙類と生ごみの割合が高く、これらの削減に取り組む必要があるため。	御意見を踏まえ、P27、13行目【紙ごみのリサイクル】の項目に「雑がみを含めた紙ごみの分別回収・排出を促進します。」と記載します。	小野町	一般廃棄物課

3 関係団体からの意見

※表側の頁・行は、意見反映後のものを指します。

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
1	8	11	直近の令和元年度の1人1日当たりごみ排出量が1,035gであり、全国ワースト2位であることと、全国平均との比較を記載してほしい。	10ページのリサイクル率では令和元年度の数値を記載していることと、県民に危機感を持ってもらうため。	御意見を踏まえ、P 8、11行目の本文中に「令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,035gと、同年度の全国平均値918gを大きく上回り、全国ワースト2位となっています。」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
2	9	24	1人1日当たりのごみ排出量の内訳として、1人1日当たりの生活系ごみ排出量と1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を記載してほしい。	1人1日当たりのごみ排出量の高止まりの原因について記載しているが、よく分からないため。	御意見を踏まえ、P 9に図3-4として1人1日当たりの生活系と事業系ごみの排出量のグラフを記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
3	10 21	4 12	食品廃棄物の現状について記載してほしい。	25、26ページに食品廃棄物の削減に関する施策が記載されているが、当該廃棄物の現状及び課題について記載がないため。	御意見を踏まえ、P10、5行目の本文中に「食品廃棄物は、(全国平均値の) 約1.6倍の252g」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
4	10 21	5 12	プラスチックごみの現状について記載してほしい。	24,25ページにプラスチックごみの削減に関する施策が記載されているが、当該廃棄物の現状及び課題について記載がないため。	御意見を踏まえ、P10、7行目の本文中に「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類は、(全国平均値の) 1.2倍の132gとなっています。」「プラスチック類については、本年6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、おもちゃやハンガーなども資源として回収されることとなったことから、今後は、可燃ごみ分が減少し、資源物の回収量が増加すると見込まれます。」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
5	21	30	災害廃棄物処理体制の確保について記載してほしい。 (記載例：災害廃棄物処理の円滑かつ迅速な実施に当たっては、民間事業者の保有する産業廃棄物処理施設を活用することも極めて重要となります。)	当協会は過去の災害により発生した災害廃棄物処理で実績があるため。	御意見を踏まえ、P29、19行目【災害廃棄物の処理】の項目に、「県と一般社団法人産業資源循環協会の「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（平成19年3月締結）＊」に基づき、災害発生時には、市町村等の災害廃棄物処理が円滑に進むよう、同協会と必要な調整等を行います。」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
6	21	30	新型コロナウイルス感染症など感染症対策における家庭ごみの出し方について記載してほしい。	ごみ収集作業において作業員の感染リスクが高いため。	御意見を踏まえ、P30、35行目【全般】の項目に、「新型コロナウイルス感染症などの感染症対策に十分に配慮した家庭ごみの排出に努めます。」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
7	32	16	1人1日当たりのごみ排出量削減のため県内市町村の優良事例を記載してほしい。	排出量削減を実行するに当たり優良事例が参考になるため。	1人1日当たりのごみ排出量削減等の優良事例については、市町村が他市町村で効果があった施策を積極的に取り入れるなどする旨をP32、16行目に記載しており、具体的な事例は、今後の取組の中で共有等します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
8	23	7	近年の異常気象により全国各地で水害等が発生し大量の廃棄物が発生している。本県で発生した場合、目標値は災害発生年度を除いた値との認識でよいか。	災害発生年度が続いた場合もしくは処理に時間を要した場合、達成度の評価は難しいものとなるため。	本計画の排出量は、災害廃棄物を除外しており、今後、災害が発生した場合であっても同様に除外して目標の達成状況を評価します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
9	29	19	平成19年3月に県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」について記載してほしい。	過去の災害により発生した災害廃棄物処理については、当該協定に基づき県より当協会が要請を受け実施しているため。	御意見を踏まえ、P29、19行目【災害廃棄物の処理】の項目に、「県と一般社団法人産業資源循環協会の「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（平成19年3月締結）＊」に基づき、災害発生時には、市町村等の災害廃棄物処理が円滑に進むよう、同協会と必要な調整等を行います。」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
10	33 47	1 35	廃棄物再生利用品には他の一般的な製品と比較し性能や品質の基準はあるのか。また、同様に公共事業への使用の際、性能基準等は設けるのか。	廃棄物再生利用品には既製品と比較すると純度が低いものもあるため。また、効果が認められたものは積極的に認定、使用していただきたい。	廃棄物再生利用品には、再生骨材や再生骨材コンクリートのように、JIS規格の基準が設けられているものや、業界団体等が独自に品質管理基準等を設けているものなどがあります。 また、県の公共工事では、現在、再生骨材や再生砕石などで規格等を設け、仕様書に記載しています。	(一社) 福島県産業資源循環協会	環境共生課 土木部技術管理課
11	33	4	「広域的な観点も含めた」を「 <u>民間施設の活用など広域的な観点も含めた</u> 」に修正してほしい。	当協会は過去の災害により発生した災害廃棄物処理で実績があるため。	御意見を踏まえ、P33, 4行目【災害対応】の項目に「民間施設の活用など、多角的に対応を検討する」と記載します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	一般廃棄物課
12	41	3	令和元年度の産業廃棄物の排出量は722万2千トンとなっているが、772万2千トンではないでしょうか。	805万2千から33万トンを引くと772万2千となるため。	記載誤りのため、修正します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課
13	43	8	「本県の最終処分場の残余容量は、管理型で12年、安定型で11年となっております」と記載されているが、 <u>残余容量ではなく残余年数</u> ではないでしょうか。	残余年数の項目についての記載となっているため。	記載誤りのため、修正します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課
14	48	9	産廃税のコントロールで廃棄物の抑制ができるとの認識でしょうか。	現状の税率では横ばいで、産廃税と廃棄物の抑制との関係性を表すことは難しいと思うため。	景気の動向や東日本大震災による影響、持続可能な開発目標 (SDGs) など循環型社会の形成に向けた総合的な取組の中で、産業廃棄物税のみによる排出抑制効果を示すことは困難ですが、税を導入した平成18年度から東日本大震災前の平成22年度まで県内排出量は着実に減少し、その後東日本大震災による変動が見られたものの、いずれの年度も平成18年度より低いレベルを維持していることから、産業廃棄物税の導入は産業廃棄物の排出抑制、再生利用等に一定の効果があると考えております。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
15	49	5	人材確保等を支援する取組について、もう少し具体的な記載あれば良いと思う。人材の力だけでなく自動化・AI/システム化の支援を加えれば、施設の「産業廃棄物の振興」の取組の推進に繋がるのではないか。	システム・自動化の導入を進め省力化を図ることで業務効率化の向上に繋がり、処理業の振興に寄与するため。	「産業廃棄物処理業の振興」のための取組につきましては、貴協会に御意見を伺うなどしながら、効果的な事業等を検討してまいります。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課
16	49	5	産業廃棄物処理業者への支援に、新型コロナウイルス感染症などの感染対策への優先措置を記載してほしい。	当業界は安定的に業務を継続すると位置付けされているにも拘わらず、ワクチン接種では優先的に接種できなかったため。	新型コロナウイルス感染症に関しては、状況の変化が著しいことから、個別に相談に応じてまいりたいと考えております。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課
17	49	18	排出事業者等が行う廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を目的とした施設整備を支援すると記載されているが、「等」には産業廃棄物処理業者は含むのか、含むのであれば、明確に記載してほしい。	産業廃棄物処理業者でも再生利用等を目的とした施設整備を行っているため。	御意見を踏まえ、当該箇所については、「排出事業者及び処理業者」と修正します。	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課

No.	該当箇所		意見	意見の理由	意見への対応	意見提出機関	担当課
	頁	行					
18	56	10～11	「最終処分場については、残余年数確保の観点から、県外物の搬入割合を県全体で20%以下と設定し」と記載されているが、残余年数確保の観点について、具体的に説明してほしい。	20%以下とする根拠が不明なため。	<p>当県は、首都圏に近く産業廃棄物が県外から搬入されやすい環境にあるため、従前から県内で発生した産業廃棄物の優先受入処理体制の確保を施策の一つとしてきました。</p> <p>そのような状況の中、最初の廃棄物処理計画（平成14年3月）策定時に、最終処分場への県外からの搬入比率が増加傾向となっていたことから、直近の平成12年度の比率である20%以下を目標として指導することを計画に盛り込みました。</p> <p>その後、3度の計画を見直しましたが、この比率は同様とし、県内で発生する産業廃棄物を優先処理することを前提として、各種施策に取り組んできました。</p> <p>国の基本方針に示されている最終処分場容量の「10年分程度の確保」に関しても、本県ではこの比率を目標とした指導を前提として残余年数を設定しています。</p> <p>このため、本計画（案）では「最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら指導していくこととします。」としています。</p> <p>これらのことを踏まえ、今後とも県内で発生する産業廃棄物の優先処理体制が確保されるよう、うつくしまりサイクル施設等整備費補助金による施設整備、処理施設に係る理解促進事業、産業廃棄物処理業の振興等の支援を強化するなどにより、産業廃棄物処理業者の支援に取り組んでまいります。</p>	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課
19	56	37	「県外物の20%以下目標」は撤廃してほしい。	環境省から都道府県あて「搬入規制の廃止緩和を速やかに実施されたい」旨の通知が幾度となく発出されているため。	<p>このため、本計画（案）では「最終処分業者への県外物の搬入割合については、最終処分場の残余年数確保の観点から、引き続き20%以下を目標としつつ、県内物の発生状況や最終処分業者への搬入状況も踏まえながら指導していくこととします。」としています。</p> <p>これらのことを踏まえ、今後とも県内で発生する産業廃棄物の優先処理体制が確保されるよう、うつくしまりサイクル施設等整備費補助金による施設整備、処理施設に係る理解促進事業、産業廃棄物処理業の振興等の支援を強化するなどにより、産業廃棄物処理業者の支援に取り組んでまいります。</p>	(一社) 福島県産業資源循環協会	産業廃棄物課